

平成29年

議会改革特別委員会会議録

加 須 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

第 1 4 回 8 月 2 4 日 (木曜日)

平成29年議会改革特別委員会 第14回

平成29年8月24日（木曜日）午後1時30分開議

審査案件

議会改革に関すること

出席委員（9名）

1番	野中芳子君	3番	新井好一君
4番	柿沼秀雄君	5番	小勝裕真君
6番	小坂徳蔵君	7番	佐伯由恵君
8番	大内清心君	9番	森本寿子君
10番	酒巻ふみ君		

(議長 福島正夫君)

欠席委員（1名）

2番 竹内政雄君

委員外議員

18番 中條恵子君

21番 及川和子君

本委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	江原千裕	議事課長	戸田実
主査（議事・	酒巻俊郎		
調査担当）			

開会 午後1時30分

◎委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さんこんにちは。大変厳しい猛暑の中、第14回議会改革特別委員会に、議員の皆さんにはご参集いただきまして、ありがとうございます。昨日はちょうど、二十四節気の処暑でございまして、夏の暑さも一段落するという時期でございまして、その日から猛暑が一段と厳しく戻ってきたという状況でございまして。また、本委員会の日程にしましては、急遽、日程を諸般の事情により変更いたしました。委員各位にはご協力いただきまして、本当に、ありがとうございます。そして、昨日は甲子園で地元の花咲徳栄高校が全国高校野球選手権で埼玉県勢としてはじめて優勝し、大きな偉業を成し遂げたということに対して、本当に、花咲徳栄高校の野球部の皆さんにはお祝いを申し上げる次第であります。そして、議員の皆さんも、何回も甲子園まで、応援に駆けつけていただいた方が、多数おられたようではございますけれども、徳栄高校は春の選抜も含めると9回目の出場で初優勝を遂げたと、しかも99回目で埼玉県勢として初めて優勝し、偉業を成し遂げると、そういうことではございます。全国で3839校の頂点に立ったということではございまして、本当に地元の加須市議会として議員各位と喜び合いたいと、このように、私は存じ上げる次第であります。

さて、議会の方ですが、第3回定例会が9月1日に開会する予定となっております。今日の午前中、代表者会議が行われましたけれども、各種の会議がこの後、相次いで行われる予定となっております。議会改革特別委員会といたしましては、当初の工程表にのっとりまして、この第3回定例会を開会するまでに市議会基本条例の素案を確定していきたいと、そのように思っております。それが工程表となっております。これまでの協議の中で、委員の皆様のご協議によりまして条例素案の内容も、たいへん豊かになってきております。今後、委員会としては次の課題としては、前回決めていただきました、公述人から意見を伺う公聴会を11月に開催するをお決めいただいたわけではございますけれども、その準備をぬかりなく行っていくというのが、本委員会の次のミッションとなってくるのかなと、そのように思っております。第3回定例会が目前に迫っておることから、今日の議題は、必要最小限にとどめております。今日も委員各位の自由討議によって協議を進めてまいりたいと、このように思っております。委員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、開会に当たりましてあいさつといたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

◇

◎議長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、公務ご多忙のところ、福島議長にご出席をいただいております。福島議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（福島正夫君） 皆さんこんにちは。今日は第14回議会改革特別委員会ということで、たいへん残暑厳しい折りに、ご健勝でお集まりいただきまして、ありがとうございます。先ほど委員長さんの方からお話があったんですが、小坂委員長を初めとし、委員の皆様方には、大変な判断をいただき、議会改革特別委員会を延期していただくという、ご配慮いただきまして、本当にありがとうございます。おかげさまで、昨日、委員長の方から先ほどお話があったんですが、99年経って、埼玉県に深紅の優勝旗が、持ってこられたという、この歴史的な時に、携わっていることに、本当に私、自分で感無量なところがございます。そして、それが、なにより加須市へ来たということが、これは加須市にとっても大変な活性化、元気づくところではないかなと、皆さんが感動したところではないかと思えます。そういう中で、議会改革、これは、先ほど、エレベーターで、ある地区の区長さんにお会いしたんですが、議会改革、いいことだ、どんどんやってくれと、それはただ、議員を減らせと、こういうことまで言われて。一般の人は議会改革には、たいへん、期待を寄せているところでございます。どうか、委員の皆さん方には、本当に加須市民のためになるように素晴らしい条例が出来ますよう祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇

◎開会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） どうも、福島議長さんありがとうございました。それでは、第14回議会改革特別委員会を開会いたします。

○委員長（小坂徳蔵君） 議事の進行は、配布してあります次第にそって進めてまいります。

まず、報告事項です。一昨日、市議会主催で市民公開研修講座を行いました。これには市民が参加し、市民と議員と一緒に研修を受けるという市議会として市民に開かれた、そして市民との協働を推進する、初めての画期的な内容となりました。研修の内容に関しましては、概ね、好評だったと、そのように受け止めております。当日はアンケートも実施しております。この件に関しては、戸田議事課長から説明をお願いします。

○議事課長（戸田 実君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 戸田課長。

○議事課長（戸田 実君） はい。私の方から、一昨日開催されました加須市議会市民公開研修講座の際に、ご記入いただきましたアンケート結果につきましてご説明をさせていただきます。まず、当日の出席数につきましては、計31名であります。うち議員が25名、市民の方が6名でございました。続いて、アンケートの回答者数は計16名のうち議員が11名、市民が5名でございました。問いといたしましては、まず1点目、研修内容について4点ほどお聞きをしたところです。1点目が、講師の説明は分かりやすかったか。2点目、研修の内容は概ね理解出来たか。3点目、研修の時間（長さ）は、適切だったか。4点目、今回研修を受講してたいへん良かった（満足した）か。について、お聞きをしました。お聞きしたところ、すべての項目に、どちらでもないと答えた市民の方が1名おりましたけれども、それ以外につきましては、全て、そのとおり以上の回答となりましたので、概ね、研修としての評価は好評であったということが示されたところでございます。続きまして裏面の自由記述でございます。まず、問2番、今回の研修全般についてのご意見・ご感想についてお聞かせください。との問いに対しまして、まず、市民の意見ということで、挙げさせていただいたんですけれども「住民自治として、自分たちのことは、自分たちで決める、自分たちで実行するということが十分理解した。」他、「スマホの普及は講師が言うように、新聞や読書など紙類を読む機会を少なくし、読解力が落ちてきたと思う。」以下ご覧の通りの意見等をいただいたところでございます。議員の意見といたしましては「住民自治の考え方は大賛成である。我々が忘れがちなことであり、役所もこの立場から支援すべきである。」「大学との連携を進めていることは知らなかった。連携を考えたい。」以下、ご覧のような表記の、ご意見を頂いたところでございます。最後に3点目として、市民の方にだけ問いを投げかけたところなんですけれども、最後にこれからの加須市議会に期待すること（意見・要望等）について、お聞かせくださいという項目を市民の方のみにお配りさせていただきました。これらの問いに対しまして、「開かれた市議会と市民へのアピール」、「地域に密着した行政を推進

していただきたい」、「議員それぞれの対話集会をプラン化して欲しい」、「議員定数の削減を希望する」などの4点ほどの意見をいただいたところでございます。加須市議会市民公開研修講座のアンケート結果につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。委員の皆さんには全員、ご出席いただいて、概ね、先ほどの説明にもありましたが好評だったと、そういうようなことだと思います。何かこの件に対しまして質疑、意見があれば挙手を願います。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） はい、これは市民の方からなのですけれども、もう少し表題がわかりやすいってというか、そういう表題だったら、もう少し足を運べたかなという方もいらっしやいました。あの話の内容を聞いたら、もう少し身近な表題に出来たのかなって思いもちょっとありました。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。他、ございませんでしょうか。なければ、先に進めます。次は、協議事項に移ります。まず、加須市議会基本条例の素案を議題といたします。条例素案は、今回で3回目の協議となります。条例素案は資料の2-1をご覧ください。本日示している条例素案は前回お示ししご了解いただいた内容と基本的には変わっておりません。ただし、その中で2項目について修正を行っております。そのポイントをあらかじめ私の方から説明をしておきます。

まず、1つ。4ページの第7条をご覧ください。これは、議会の透明性の確保を定めている条文でございます。この条について、第1項と第2項を入れ替えてあります。その理由は、まず第1項で、議会の透明性の確保の原則を定めました。第2項で、その具体策を定めております。条文を規定する基本としては、まずは原則を定め、その次に具体例を定めることとなります。それに沿った形で、条文の項を、ここは、整理をいたしております。

2つ目は8ページ第23条をご覧ください。この条文は議決事件を列挙しております。この中に新たに3号を追加し、災害復興計画の策定関連について定めております。これは前回の委員会で第27条、これは9ページなんですけど、災害時における議会の対応の条文について、ここで、市議会業務継続計画の策定を前提とした内容に整理をいたしました。この条文は、ご覧になって分かるように、大規模災害発生時においては、市長等と連携協力し、議会災害対策会議の設置を決めております。執行機関は、昨年8月、加須市に大規模災害発生時における業務継続計画を定めております。これは震災対策と、風水害対策の2編に分かれて

おります。これを見るとたいへんな災害を前提として、業務継続計画を策定しております。その内容を、いくつか示すと次のようになります。

まず、震災対策の場合です。加須市で最も大きな被害が発生する地震は、プレート境界で発生する茨城県南部地震です。これはマグニチュード7.3、震度6弱の大地震が発生することを前提としております。その被害は負傷者がマックスで12人、全壊の建物被害383棟、半壊の建物被害955棟、建物火災はマックス19棟、等々です。その他、水道などライフラインが大変な被害を被る被害想定となっております。

次は、大規模水害の被害であります。例えば、利根川右岸の堤防が決壊すると大利根地域で避難率0%の場合、犠牲者は、109人が見込まれる。また、利根川左岸、渡良瀬貯留型の氾濫の場合、北川辺地域で避難率0%の場合、犠牲者は3,400人に及びます。これはまさに、大規模水害による災害です。市は、今、示した被害想定に沿って、地震と水害の業務継続計画を策定しております。

それでは市議会として、どのように対応するのか、この重大な問題が問われてまいります。当然その業務継続計画に対応した市議会の取り組みが求められてきます。災害発生時は市民がわが身を守るため速やかな避難が求められております。問題は被害の発生後、一刻も早い市民生活の復興を図り、市民の生業を速やかに構築するために、支援することです。故郷の復興と、生業の構築が災害復興計画となります。市議会は、市民の代表機関として災害時に市民の生命、財産を守り、故郷の復興と市民の生業構築にしっかり責任と職責を果たすことが強く求められております。そのためには、災害復興計画を市議会で審議し、その計画を議決して、市議会としてしっかり責任を果たす、これは避けて通れない極めて重要な市議会の課題であると考えます。こうした観点から、第23条に第3号を加え災害復興計画を規定したものです。以上の2点が前回と内容が変わった点です。それでは市議会基本条例の素案の修正内容について江原局長から説明をいたさせます。

○事務局長（江原千裕君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、江原局長。

○事務局長（江原千裕君） 議会基本条例の素案について資料2-1及び資料2-2でご説明をさせていただきたいと思っております。資料2-1が条例素案、資料2-2が前回8月9日と今回8月24日で、変わったところをアンダーラインで示した、対照表でございます。先ほど、委員長からご説明がございましたように2ヶ所、前回と変わっております。1ヶ所は、先ほどありましたけれども、第7条第1項と第2項を入れ替えました。原則を第1項に持ってき

て、第2項、第3項で具体的なことを書いているということでございます。第7条第1項につきましては、地方自治法第115条で「普通地方公共団体の議会の会議はこれを公開する」と原則的なことが書かれておりますので、これを踏まえて第7条第1項で、広く市民に公開しなければならないといったことを前に持ってきたところでございます。

続きまして2つ目の変更箇所、第23条ですけれども第3号に災害復興計画の策定、改訂及び廃止に関することを、加えさせていただきました。これは、加須市議会BCPを策定すると、それに基づいて、大規模災害発生時には議会もきちんと機能を果たして監視をしていくというような、そういう環境を整えていくという方向性が出ておりますので、大規模災害時の混乱の中で執行部の策定する、こういった災害復興計画、混乱の中で、専決処分を繰り返した事例もこれまで多いようではございますけれども、そうではなくて、加須市議会BCPを策定して、環境をそういうふうにならば、そこで災害復興計画の策定も議会で審議していこうという趣旨で、加えさせていただいたところでございます。変更点につきましてはの説明は以上でございます。

合わせまして資料2-3、こちらは逐条解説でございます。お手元に今回、資料を配らせていただきましたけれども、まだ、あくまでもイメージでございます。今後、特別委員会の協議の中で、修正もあるかとは思いますが、イメージということで作ってみました。それぞれの条文ごとに解説も全て書いてみたところですので、こちらをご一読いただければと思います。時間の関係で、例えばのポイントということで、第5章、議会と市長等との関係。こちらの章についてのみ、少し読みながら、簡単に説明させていただきたいと思っております。資料2-3、逐条解説の30ページをご覧ください。こちらは第23条議決事件ということですので。

「法第96条第2項の規定により、次に掲げるものを議会の議決すべき事件とする。」ということで、1号、加須市総合振興計画基本構想の策定及び改訂に関する事。2号、都市宣言の制定、変更及び廃止に関する事。3号、今回、新規に、災害復興計画の策定、改訂及び廃止に関する事。と、条文はなっております。その解説としまして、議会の議決の対象となる事件は、地方自治法第96条第1項に15項目列挙され、その主なものは、条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること、一定規模以上の契約を締結することなどとされています。地方自治法第96条第2項の規定は、民主的な行政運営の要請と市長等による効率的な行政運営の調和を図り、地方公共団体の意思決定機関としての議会の地位を尊重し、その機能を強化するため、必要と認める事件を条例で議決事件として拡大する道を開いたものとされています。平成23年の地方自治法改正です。本市では、加須市総

合振興計画基本構想の策定及び改訂に関すること。及び都市宣言の制定、変更及び廃止に関すること。に加えて第3号の災害復興計画の策定、改訂及び廃止に関すること。を議決事件として本条で定めています。なお、今後、市長も議会も重要なことであり議決した方が良い、議決が必要であるという事項が生じた場合には、その時に両者で話し合っ、て、条例の改正を行うものです。という解説文を書かせていただきました。

続きまして31ページ、第24条、質問等の論点の明確化。こちらは解説を読ませていただきます。第1項では、本会議の一般質問や委員会の質疑については、論点を明確にして議論が深まるよう、議員は、一問一答方式で行うことを定めています。第2項では、本会議や委員会において市長等は、議員からの質問や質疑に対して答弁を行います。答弁を行うに当たり、質問や質疑の内容が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴される方にも議論がわかりにくいものになってしまいます。そこで、市長等が議員に対して、質問の趣旨を確認をすることができるとともに、議論することができるように定めることで、論点を明確にして、議論が深まるようにしようとするものです。いわゆる反問権のことです。反問には議論の明確化に加え、市長等から議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求める反論も含まれます。ただし、反問という言葉は、なんでもかんでも最初から反対、あるいは、敵対するというイメージが前面に出てしまいがちの印象を受けてしまうため、本市議会では、市民のために同じ方向を向いて論点を明確化する、市民のために同じ方向を向いて議論するという意味合いで、「反問する。」という言葉はあえて使わずに、「議論する。」という形にしています。ということで、これまでの協議の状況も含めて、説明を書かせていただいたところです。

続きまして33ページ、議会審議における論点情報の形成。こちらの解説の方は、本市では、予算及び決算の審議にあたって、地方自治法に規定されている予算に関する説明書や主要な成果を説明する書類など十分な資料を議会に提出していただいているところであり、議会及び議員はこれを活用するよう努めることを定めています。また、議会は、議会に提案される新規の施策、又は計画について、議会審議における論点情報を形成し、十分な議論が行われるよう、市長等に対して必要な政策説明資料の提出を求めることができることを定めています。

続きまして34ページ第26条、文書質問の条文の解説です。委員会は、閉会中に議長を経由して、市政に関して、文書による質問を行うことができることとし、これに対して、市長等に文書による回答を、概ね2週間以内に求めることができることを定めています。なお、

委員会の活性化を勘案し、あくまでも、委員会として行うもので議員個人や会派に権利が与えられているものではありません。また、市長等からの回答は、全議員に通知し、市民に公表することを定めており、議会の共通認識を図るとともに、市民に、開かれた議会の立場を示すものです。議員は、定例会の一般質問の通告及び市長等による質問要旨の確認後、本会議に出席できない事故があった場合に、議長を経由して文書による回答を求めることを定めています。この、本会議に出席できない事故があった場合とは、①議員本人の緊急入院。②葬儀（議員と2親等以内の範囲）を想定しています。

続きまして35ページ第27条、災害時における議会の対応。解説文です。地震等により大規模な災害が発生し、市に災害対策本部が設置された場合、市議会に災害対策会議を設置し、市対策本部と連携協力を図り、情報共有をおこなうとともに加須市議会業務継続計画に基づき、業務継続体制を整え、災害応急対応及び災害復旧・復興業務の活動を支援し、被害の拡大防止と災害復旧等に寄与していくものです。

次に36ページ第28条、議会予算の確保。解説は、議会は、議事機関としての機能を充実するために必要な予算を確保するよう努めることを定めています。というのが、第5章の条文です。解説文です。読んでみて、ちょっとおかしいなっていうところも感じられると思いますので、1つ、1つ、持ち帰っていただいて、吟味していただいて、ここがおかしい、こうした方がいい、修正した方がいい、追加した方がいい、というのがあれば、また次回、ご意見いただければというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございました。ちょっとだけ話しておきますが、逐条解説があります。今、局長が説明しましたけれども、ここに書いてありますように、あくまで、イメージですということで書いてあります。これは、これまでの基本条例の素案について、ここで協議をしたこと、あるいは、事務局が説明したこと、そういうことをまとめた、イメージとしてまとめたということです。これについては、例えば今後の協議の方向を見ますと、例えば、公聴会での、意見を伺うことが、これから出てまいります。それから、さらにパブリックコメントをおこなってまいります。そうすると、また、市民から意見が寄せられれば、それに対応して、この条例も、場合によっては見直しを図って、素案についても見直しを図っていくこととなります。ですから、この基本条例逐条解説はあくまでも、現段階でのイメージということで、とらえていただければ結構です。最終的には、この基本条例を議会で上程をして、制定をする。その辺を目途にして、最終的に、皆様にご確認をいただいて、加須市議会としての逐条解説を決定していきたいと、そういう、そのイメージで考

えております。ですから、そんなに慌てることはございません。これから、いろいろな場面がありますので、気付いた点があれば、その時にまた、意見を出していただきたいと思えます。そのことも含めまして、この基本条例の素案、今回2項目を修正してありますが、先ほど、局長から説明をいたさせました。そのことも含めまして、何か質疑、意見があれば、挙手願います。新井委員。

○3番（新井好一君） はい。第5章の議決案件ということで、先ほど、説明がありましたね。市の方でも業務改善計画ということは、私は、いつあれが作られたのかなって。ある意味、突然、出されてきたので、これ。やっぱり、いつ作ったのかなってというのがよく分からなかったってことがあったので。でも、作ったんだというような理解をしたんですね。本来、そういうことは、やっぱり、いけないだろうというふうに思っているんで、この第3項を追加することについては、大変、結構なことだっということ、前回申し訳なかったですけども、私、欠席しましたんで、前回の議論の中で、これを入れようという議論があって、このような形になったのかどうか、その点、お尋ねしておきたいなど。これ、私が竹内委員から、この点については、聞いてなかったの。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、わかりました。今の、新井委員の質疑なんですけど、これは、前回、この3号を追加することについて、特別、皆さんから意見があったってわけではございません。それは、実際、先ほど言いましたように、今度は市議会版BCPを策定を前提としての条例を策定していくということであれば、当然、復興どうするんだという問題が、必然的に出てまいります。さっき、お話がございましたけれども、執行機関の業務継続計画を確かに、言われると、議会で説明受けたかなということが、今でもあるんですけども。本来は、そういうことこそ、議会で、いろいろ、議論した方が、より良かったのかなって私、思っております。そういうことも含めて、ただ、昨年8月、震災、地震と風水害の2編について、業務継続計画が、これは策定しております。現実に、執行機関として。そういうことも含めて、議会としてやはり、市民の代表機関として、しっかりと責任を市民に果たしていくということで、やはり、これは、避けては通れない問題かなと、しかも、先ほど言いましたけれども、渡良瀬川の氾濫、洪水の場合には、避難率0%の場合には、3400人からの犠牲者がでると、そういう想定のもとに、業務継続計画というのは、成り立っているんです。そういうことも含めれば、当然、議会として責任を負っていく必要があるということで、こうした形で、第3項を付け加えたということです。以上です。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） はい。全く、その通りなんで。渡良瀬右岸の災害を予測した場合には、避難が出来なければ、そのような実態になってくるということで、この間、特に、この1年間の間に、広域避難のことですとか、早めに、それを北川辺地域の特例を含めた処置をしたということについてはよくわかっているわけで、そういうことに基づいた業務継続計画ということについては、その、文章に収められているということですから、そういう意味においては、極めて重要なことなんですよね。我々もそのことをしっかり理解しなければ、災害対策についての根本的な考え方が理解できないわけですから。そういう点、この辺については重要なのかなということ、理解しますので、これは、大変良いことかなと、そんなふうに思っています。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。実は、この執行機関の業務継続計画に関しては、市議会版のBCPを策定するひとつの資料として、実は、皆さんに、しばらく前に配布しまして、概要は、戸田課長が、説明しておったんですけども、あまり、そこは、この委員会で、詳しく協議をしたってことは、ないんですが、実は、皆さんも後で、帰って資料見ていただければ、その中に含まれておったことです。私が先ほど、この件に関して話した被害の関係、説明しましたけれども、それは全部、戸田課長の資料に基づいて私が、抜粋して皆さんに申し上げているということでありまして。他にございませんでしょうか？

○7番（佐伯由恵君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい。この条例の素案については、今日が3回目ということで、いよいよ固まってきたなということ感じています。今回、変更点は、2項目ということでありました。第7条の議会の透明性の確保。その理由を、変更点を聞いてまして、原則が最初だと、次に具体的にはどうするか。この流れに沿って改正したということと、それから、27条の関係では今も出ましたけれども、議決事件の追加が、1つ、ここ増えたわけですけども、やはり、この災害の関係では、議会として責任があると、そこにその関係から、明記を、ここにしていくということで、これも理解をいたしました。3回目でいよいよ委員会の中では、これで固まったのかなというふうな印象を受けております。あとは、公聴会等で市民から意見を聞いて、更にもんでいただくということになるのかなというふうに思っています。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。さっき、森本委員、挙手していませ

んでしたか。はい、森本委員。

○9番（森本寿子君） 今回訂正されたところではないんですけども、16条のところ、大学との連携というところですけども、先日も公開講座をやっていただきまして、委員会の委員の方からも連携を進めているということが、わからなかったということで、きちんとした市議会と、どこの大学になるのか、パートナーシップ協定を締結した方がいいのかなというふうなことを考えております。この条例を作ると同時に、そういったところも進めて行っていただければと、そういうふうに思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 実は、一昨日の研修会で、浅野教授の経歴を見てましたら、今年の7月から地域連携室を設立して、その室長が、実は浅野教授になっているということを、私は、あれを見て初めて知りました。もちろん、その前から、加須市と平成国際大学は、協定を締結して、その一環として我々が、議会改革アンケートの際も学生からアンケートを頂いたという経緯があります。今回の研修の講師という点では、市議会としては、2回目ということに相成るかと思います。また、委員の皆さんから、いろいろご意見をいただいて、その連携の関係、こういったことをやったらどうかということがあれば、また、その都度また、意見を上げていただければと思うわけでありまして。一応、16条の関係も、個別的なことは、あげることは出来ないで、条例ですので、大学ということにしてあるということなんです。ただ、我々が、大学との連携ということ考えた場合には、地元の大学だと、そのことは、お互いの共通認識でおられるんじゃないのかなと、思っております。以上でよろしいでしょうか。はい、森本委員。

○9番（森本寿子君） 共通認識というか、やはり皆様に、きちんと議会議員の立場としても、きちんとそれを理解をして、市民の方たちにも理解をしていただくということが大事なのかなというふうに思いますので、きちっとした協定ができるといいのかなというふうに、後でもいいですので、お願い出来ればなと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 先ほど、戸田課長が、市民公開研修講座のアンケートを説明されましたけれども、議員の意見等という項目がありまして、議員が大学との連携を進めているのを知らなかったという回答がありましたので、これは、さうとう温度差があるなど、さうとう議論してきましたけれども。実は、先ほど、驚いた次第でございます。我々委員としても、醸成していかないといけないんじゃないかなと思います。他にあれば、挙手お願いします。

この、条例素案について、特別ご意見ございませんでしょうか。なければ、ここで、委員

外議員の発言に移ります。これまで協議してきました加須市議会基本条例素案について、傍聴している議員の方で、発言を希望される方、おられるでしょうか。中條議員。

○18番（中條恵子君） 逐条解説について、私、是非、作っていただきたいと、お願いをした発言させていただいたかなど、記憶しているんですけども、まだ、素案、これから修正もあるということなんですけれども、作っていただいて、本当に良かったなと思います。しっかりしたものができるように、期待したいと思います。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。他に、傍聴の方、ございませんか。はい、分かりました。以上をもって、委員外議員の発言は終了いたしました。それでは、委員にお諮りいたします。本日、協議していただいた市議会基本条例素案について、この案で、確定したいと存じます。ご異議、ございませんでしょうか？

（「はい」という声あり）

○委員長（小坂徳蔵君） ご異議なしと認めます。よって、市議会基本条例素案を確定いたしました。それでは、確定した市議会基本条例素案について、来週29日に開催する議員全員協議会で、報告したいと存じます。ご異議ありませんか。

（「はい」という声あり）

○委員長（小坂徳蔵君） ご異議なしと認めます。よって来週29日の全員協議会において、市議会基本条例素案を説明することといたします。先に、進みます。

次は、今後の協議の方向について、これを議題といたします。市議会基本条例素案について、次の段階は、公述人から意見を伺う公聴会を開催することになります。公聴会の実施に関しましては、前回の委員会において、11月17日、金曜日です。午後2時から条例素案の公聴会を開催する。このことを決定いたしております。会議規則や委員会条例に公聴会の規定はありますが、どのように実施するのか、今後、細部について、詰めていく必要があります。そこで、公聴会を実施するためには、まず、実施要項を策定しなければなりません。実施要項の策定は、議会事務局の仕事になりますけれども、第3回定例会が目前に迫っておりまして、超少数精鋭主義の事務局には、残念ながら、今、その余力はございません。それでも、なんとか、素案だけでも策定したいと、そのように考えております。そこで、第3回

定例会の、一般質問の2日目、本会議終了後に委員会を開いて公聴会の実施要項の素案を示して、ご協議いただきたいと考えております。その後、公聴会開催について事務的には10月1日のおしらせ版、これに間に合わなければ、10月15日の市報に掲載できるように、事務的に取り組んでまいります。そして、次の第15回議会改革特別委員会を10月13日、金曜日です。10月13日。この辺、常任委員会の行政視察が連続して行われるんですが、この時なら、大丈夫かなということで、10月13日金曜日、午前9時30分、第1委員会室で開催したいと思います。まずは、この方向で、よろしいかどうか、よろしければこれで、決めていきたいと思っております。

(「はい」という声あり)

○委員長（小坂徳蔵君） よろしいですか、それでは、そのように進めさせていただきます。

さらに、条例素案の確定に伴って、この執行機関との事前協議を行ってまいります。前回は、骨子について事前協議を行ってききましたので、一応、予定としては、定例議会中は避けたいんですが、そうは言っておられない事情があります、工程表を見ると。一応、予定としては、9月1日、これは、開会当日なんですが、本会議終了後に、行う予定で、今、日程を調整しております。さらに、執行機関との意見交換ですが、10月の第1週の開催で日程をこれから協議してまいります。その際には、前回と同じように小勝副委員長と酒巻委員には出席をお願いいたします。内容については、その都度、委員会において、報告をいたします。それでは、今後の協議の日程については、第3回定例会中に一般質問のたいたい2日目くらいを目途に開催すると、その場合には公聴会の実施要項について、素案を皆さんにご協議いただくと、それを踏まえて第15回委員会を10月13日金曜日午前9時30分から開催ということで進めさせていただきますので、予定に入れておいていただきたいと思っております。

それでは議事をさらに進めます。次は、個別協議案件事項に移ります。3件についてご協議いただきたいと思っております。1つは、費用弁償の見直しについてです。これは前回資料をですね、皆様に、配布してありますので、今回、特別な資料はありません。これを考えるにあたりまして、費用弁償見直しといいますけれども、これには、政務活動費、あるいは、議員報酬、さらには、議員の職務が市民の魅力あるものとなり市議会を目指して、次世代を担う若い人が立候補しやすい環境を作る問題等々、総合的な検討が必要ではないかと私は思っております。前回の関連もありますけれども、この件に関し何か意見があれば挙手を願います。

小勝副委員長。

○5番（小勝裕真君） はい。前回の時には、例えば、県内の市の状況とか、特に第4区議長会では12市中10市が廃止。こういう話がありましたので、そういう方向でという発言しましたけれども、会派の中で良く協議をした結果、今、委員長が言ったように、この旅費だけではなく、政務活動費であったり、議員報酬だったり、全体的に考えていく必要があるんじゃないか。ですから、会派の中でも今後も協議をしていきたいと、こういうふうにしてあります。よろしくお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。他に。新井委員。

○3番（新井好一君） はい。基本的には、今、委員長が言ったような、全体性の中で議論すべきことであるっていうのは、なかなか、地方議会の場合、魅力ある議会っていうことについて、なかなか、うまい答えが出ていないところが多いんで、議員になり手が少ないとか、そういうことも、一面では言われるわけですね。ですから、そういう意味では、議員がしっかり活動できる条件っていうのは、どういうことなのかってことになると、やはり、それは、経済的な問題も含めて、いろいろ総合的に検討されなければならないということは当然なんだと思うんですね。ですから、我々としても、基本的には報酬との問題で、あるいは、政務活動費との関係をきちんと議論する必要があるだろうという、会派の中の意見は、大勢でした。ただ費用弁償を見直していくってことについては、これは、他の議会も多いことで、我々としても、そういう方向でやっていかなくてはいけないかなと、いうことについては、会派の中の意見は、そういう方向で一致しています。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。はい、大内委員。

○8番（大内清心君） だいたい、同じようなことになるんですけども、前回の時に、費用弁償について話し合いができました。近隣市町村や4区議長会の中では、費用弁償の廃止がほとんどだということで、また、議場の音響整備等でお金がかかってくるということで、廃止に向けてというような話で、それは、概ね了解をさせていただいたんですけども、やはり、これだけで終わるのではなくて、先ほども言った、どうやったら若い人たちが出てこれるか、また、全体的なことで考えていくべきって話がありましたけれども、全く同じような意見でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にご意見ありますか。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） はい、たぶん、この会のはじめの頃、この話がでた時に、費用弁償は、みんなが議員報酬もらっているんだから、ない方向でという話があったと思うんですよね。その後、いろいろ考えてみますと、先ほど、委員長が言ったように、新井委員の意見も、大内委員の意見も踏まえて、いろいろ、考えてみると、費用弁償というのは別として、別とするんですけれども、費用弁償、他のいろんな審議とか、いろんな会合の、どこかに出張したり云々の時には、これはいろんな団体から出ていることは事実です。これ、議会と別ですよ。だから、そういうことも踏まえて、やはり総合的に、議員報酬が少ないから、魅力がないから誰もなり手がいないとか、政務活動費がちょっと足りないから、活動ができにくいとか、いろいろな問題があると思います。そうすると、費用弁償はこっちへ置いておいて、委員長、副委員長、それぞれ正副議長、いろいろと別のものが、発生しています。そういう、諸々の全てのことを含めた上で、やはり、総合的に、費用弁償だけじゃないんじゃないかって、そういう問題とはちょっと、違うのかなという考えに至りました。ですから、やはり、これは、一口で、あっちも、こっちも、いい方向に行ったところで、出してくるべきかなというのが、私の意見です。初めは、確かに、議員報酬の中に入るんじゃないかって考えもあったんですけれども、諸々、考えてみた時、いや、そうじゃないだろうということなんです。すべて、総合的にということで、お願いした方がいいかなと、思います。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） はい。私も、費用弁償という名目では、やはり市民の方から何人かに、実際、議員報酬があるのということ、言われたことは事実です。だから、やはり、出来れば、総合的にっていうかたちで考えていった方がいいのかなって思いはあります。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。わかりました。もし、特別にあれば、はい、柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） 同じような答弁になるんですが、皆様の意見を聞いていると、総合的に、酒巻委員が言われたとおりに、費用弁償だけということはなかなか難しいところがあるのかなと今の、皆さんのお話を聞いていて。総合的に、費用弁償とか、報酬とか、いろんなことを勘案して、今後、協議していった方がいいのかなっていうふうに思います。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、わかりました。はい、新井委員。

○3番（新井好一君） ですから、仮に、これを議論するということになっていった場合に、具体的に日程にあげないと、これは、総合的にと言ったって、考え方としては皆さん一致にはできるんですけど、どういう形で始めるのかってことが、なかなか、スタートできないと思うんですよね。ですから、検討しなくてはならないことは、もう、ある意味では、そうい

う時期がきているんだろうというふうには思いますんで、どっかの時点で、これを検討するような形を、表わしていかなくてはいけないのかなというふうに思うんで、その辺のスケジュール的なところを、それぞれの会派の方でも考えるべきなのかなという感じはするんですよ。それによって、この課題について、前向きに応じていくことが必要なのかなと思いますけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） だいたい、意見出していただきましたので。

○事務局長（江原千裕君） 委員長、すみません。よろしいですか？

○委員長（小坂徳蔵君） はい、江原局長。

○事務局長（江原千裕君） すみません。事務局の立場から、少し発言させていただきます。総合的な検討をとというご意見が多いような感じを受け止めましたけれども、事務局としましては、来年度の当初予算の準備というのが、これから始まってきます。前回、前々回でもご説明しましたけれども、事務局としましては、今のところ来年度の当初予算に、議場用音響映像設備の更新という、アナログ環境から、デジタル環境に換えていく予算、約2000万円かかるという予算を要求しようと考えております。7月にサマーレビューをやったんですけども、高橋総合政策部長から今後、予算が伸びない中で、新たな予算を要求する際には既存の議会費用を見直してもらえればありがたいという話もありました。今回、議会改革の取り組みの一つとして、費用弁償の見直しを個別案件ということで議題に載せていただいて、これまで3回程度検討、協議をお願いしているわけですけれども、費用弁償の見直しについて、総合的な検討が必要だということが、この特別委員会では大勢のように思います。が、総合的に検討ということは、時間をかけて検討していくということなのかなというふうに私は感じました。ということは、いつから、実施していくのかとか、どれくらい時間かけて実施していくのか、あるいは、やらないのか、といったことが、曖昧なんですけれども、少なくとも、今の時点では平成30年度の、当初予算では、今までどおりの費用弁償の考え方で事務局としては進めていく、予算要求を進めていくということで、よろしいのかどうか、あるいは、その辺を教えていただきたい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、わかりました。事務局の考え方ということですが、事務局の考え方も否定はしないんですけれども、あくまで、これは議会改革の検討委員会で、このことは決めていくということなんで、そのことは、よくご理解いただきたいと思います。10月から、全庁的に来年度の予算要求、とりまとめが始まってくるんですけれども、費用弁償については先ほど、みんなから意見がでましたように、現行通りおこなっていくと、そ

れで、事務局はやっていただきたいと。それから、先ほど議場の経費、改修に2,000万円かかるということで、度々、この間、言われているんですけども、私、少しおかしいんじゃないかなと、実は、ずっと疑問に思っております。それは、前回の改選時に、議員定数、議会としては、4人減らしております。ということは、1年間の議会の経費としては、既に、2,000万円以上減っております。これは、その事実関係は、局長、調べてもらえばわかる。4年間という約1億です、議会では減額となっております。私は、執行部、執行機関との事前協議でも話したんですが、そのことをよく考えていただきたいと、私は再三言っております。そもそも、新年度に、この予算をおこなうこと自体、私はこのあいだ、事前協議の時にも言いましたけれども、少し、怠慢ではないかと思っております。それはなぜかといいますと、まずは、二代表制の下で、そこで、議決をおこなって、審議するのに、音響施設を、ままならないってことは、言語道断だと、重大事態だと思わなければなりません。いいですか、それと、議員の身を削った、あの、年間2千4、5百万の予算は、いったい、どこへいったんだと、そのことが問われてきます。その答えは、執行機関からは、今もってありません。そういうことを踏まえて、やっていただきたいと思えます。以上です。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 委員長の思いは、よくわかるんですが、基本的に事務局はね、やはり、議会ですから、議会予算を重要な問題を審議、予算要求をベースに、仮にするにしても、それは議会との話がきちんとつかないと、それは、難しいと思うんです。なおかつ、その辺で、全体の理解を得た上での、例えば、誰もが必要であるってことはわかっているわけです、2,000万、今の議会機能がダメだってことについては、だから、それは、ある意味では、最優先事項の課題のわけです。ですから、その辺については議会の議長を含めて、全体の理解を、やっぱり、確認するという意味では、しっかり、先行してやる必要があると思うんです。その上で、今、たぶん、来年度の要求にあたって、確かに、この費用弁償どうするのかって、先ほどの総合政策部長との意見では、既存の予算を減らせていうところは、言われているようだけど、それは、やっぱり、ちょっと、違うと思うんです。議会で、きちんとした議論をした上で、まあその辺については了解した上で、例えば、費用弁償減らすだとか、ここには入ってくるんですけども、現時点でなかなか、そこまで、皆さんの了解は、議論は尽くされてはいないんで、なかなか事務局の立場としては、あんまり、言うのは、どうなのかなというふうに、私も思います。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） 今、新井委員が、減らせって、執行部から言われていると、私は、あと1年何か月すると、新しい、また来ますからね。それから2000万云々については、やはり、もう少し話したほうがいいのかなど。私の考えとしては、やっぱり、それは、戻りますけれども、今は、取り敢えずそれでいっていただきたいというのは、そのとおりですけれども。その先を話すということは、そうするとですよ、やっぱり、基本的な報酬の問題に絡んだり、魅力がないという、出たい人がいないという、そういうのに絡んだり、あるいは政務活動費に絡んできます。

○1番（佐伯由恵君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○1番（佐伯由恵君） はい、わたくしは、この問題は議会で決める、これが基本だと思っております。前回の特別委員会で、突如、この問題がでてきたわけですね。全県のこの周辺地域の資料も出されたんですけれども、あれを見れば、近隣はほとんどなくなっているということで、その時は、じゃあというふうに、私も申し上げましたけれども、やはり、最初に委員長が言われたように、これは費用弁償だけの問題ではない。皆さんおっしゃっているように、報酬はどうなんだ、若い人たちが出られる金額なのか。全体的に、皆さんが総合的に、そういうことだと思うんですね。だから、全体的にって出たんですけれども、それは時間をかけてってということでは、局長は時間がかかるんじゃないかって話されていましたが、全体的な視点から考えるってことであって、時間をかけるってことでもないし、とにかく、結論は、ここで、しっかりと議論をして議会側で決めていくということが基本だと思っております。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、この件に関して、これ以上この議論を深めていって、協議を進めていって、何か、建設的なことが出てくるかなということでもありません。この件に関しては、先ほどいろいろ意見を聞いていましたら、総合的に検討しなければならない様々な問題があります。そこで、本件に関しては引き続いて各党派で慎重に、ご検討していただくということにいたしたいと存じます。いかがでしょうか？

（「はい」という声あり）

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） それは、結構なんだけど、要するに、我々の任期あと、1年7、8か月ですか、残っているわけで、この議会中にそういうことについて、一定の結論を出すって方向で頑張って議論しないと、なかなか結論っていうのは出ないんだと思うんですよね。ですから、やはり会派に持ち帰ったときに、議会改革って課題で議論しているわけですけども、この改革の期間中にね、それは今年がダメであっても、あと1年7、8か月の期間があるわけですから、その期間中には結論を出そうという立場で、やるのかどうか、それくらいは、ある程度、方向づけは、それぞれが、きちんとしてないと、これ、総合的総合的っていうのは楽なんだけど、なかなか簡単に結論は出ないですよ。だから、やっぱりある程度一定の審議期間をやろうということやらないと結論は出ないというふうに私思うんで、そのへんは、よく、それぞれ検討してもらったほうがいいんじゃないかというふうに思います。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） 総合的に話を、会派に持ち帰るってことの、参考の資料として、まず、費用弁償が、どのくらいの金額になっているかっていうことと、あと、これ、審議会等も、含まれるんですかね。となると、審議会に出た時の費用弁償等の金額も、できれば、知れば、ありがたいなと思いますので、資料としていただければと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 審議会の資料ですか。

○1番（野中芳子君） はい。審議会に出た場合に、いろんな団体からも費用弁償って出てますよね。

○委員長（小坂徳蔵君） それは、非常勤特別職の条例をご覧になっていただければ、それに全部、載っております。別に資料以前の問題です。非常勤特別職の、報酬に関する条例がありますので、そこをご覧になっていただければ、そこに、決められております。

○1番（野中芳子君） 計算すればいいってことですか？

○委員長（小坂徳蔵君） いいや、計算する、しないの問題じゃなくて、そこで、明確になっております。本件については、協議については、これで、先に進みたいと思いますけれども、よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○委員長（小坂徳蔵君） はい、先に進みます。次は、審議会等への議員参加の見直し、方向について、これを議題といたします。本件に関しては、資料3をご覧ください。これは、前回も配布した資料です。審議会等への議員参加については、少し整理が必要かなと思っております。その考え方としては、第1、法律や条例を根拠にしている審議会への議員の参加。いいですか、法律や条例を根拠にしている審議会への参加。第2は、法律や条例を根拠にせずに執行機関の裁量によって議会に議員選出を依頼してくる案件。まず、この2つを区分して考えることが必要ではないかと、私は考えます。その上で、法律や条例を根拠とする議員選出の依頼は、現状どおりです。なぜならば、条例による根拠は、別に、市議会側から議員の選出は求めておりません。執行機関が、議員から委員を選出してもらいたいとの理由で、市長が市議会に条例を提出し議会が議決したことに、議会側は対応しているというものであります。したがって、これは現行どおりの対応とすると。ただし、執行機関の裁量として議会に委員選出を依頼している案件については、市議会として委員の選出は返上すると。その内容については、資料3で説明しています。資料3は、3枚載っているんですが、2枚目の各種審議会等審議会選出人名簿をご覧ください。これは6月定例議会の際に、配布した資料で、これを見ますと、全部で、30の審議会、64人、議会から委員を選出してあります。今、私が、2つの区分が必要だということで申し上げました。それで法律と条例によらないもの、要するに執行機関の裁量で、議会に委員を依頼している部分、ちょっと言いますので、いいですか。

まず、この表でいきますと2番です。加須市公有財産の取得及び処分検討委員会です。これは、設置要綱第3条第2項ですので、執行機関の裁量でやっている問題です。議会は関与していません。それから3番の加須市隣保館運営委員会委員です。これは、条例はあるんですが、委員の選出の根拠は施行規則第8条となっております。施行規則ですから、これは別に、執行機関でどうにでもなる問題です。それから11番、ご覧ください。加須市消防賞じゅつ金等審査委員会委員です。これも、根拠法令をみますと、これも施行規則第4条第1項に基づくものです。ですから、これも執行機関の裁量によるものです。それから、15番、ご覧ください。民生委員推薦会委員です。これも規則第2条第2項ですので、これも、規則ですから、執行機関の裁量によるものです。それから、16番、ご覧ください。加須市地域福祉計画推進等懇話会委員です。これは、要綱第2条第2項ですので、これも議会が関与しているものではありません。それから、17番です。これは、加須市障者者計画及び障害者

福祉計画策定懇話会委員。これは、設置要綱第2条第2項ですので、これも、議会、関与しておりません。次の裏面をご覧ください。19番、ご覧ください。これは、加須市在宅医療・介護連携推進委員会委員なのですが、これは、設置要綱第3条第2項第4号ですので、これも、議会は関与しておりません。次に22番、加須市健康づくり推進委員会委員をご覧ください。これは、設置要綱に基づくものですから、執行機関の裁量によるものです。次は、24番です。加須市利根川未来パーク推進協議会委員です。これも設置要綱第3条第1項によりますから、これも、議会は関与しておりません。次は29番、ご覧ください。加須市人権教育推進協議会顧問なのですが、これも、規約第14条に基づいておりますので、議会は関与しておりません。それから、30番、これ最後なのですが、学校給食センター運営委員会委員です。これも、規則第3条第1項ですので、執行機関の裁量によるものです。今、言ったもので言いますと、全部で11機関になります。それから、12番をご覧ください。加須市労働福祉審議会委員があります。これは審議会条例第3条第2項なんです。で、基づいて条例で基づいているんですが、これは、実は、平成17年を最後として、12年間、一度も開かれておりません。ですから、これは、一つ返上申し上げるといふことかなと、思うわけです。今、私、申し上げましたが、市議会として、議会側の委員を選出したのはご承知のように6月市議会で、決定したばかりなんです。なんか、最近、委嘱を受けたという議員の人も、いろいろ話を聞いておりますけれども、それを、変更すると、ただ物事を、混乱させるだけかなと思います。したがって、この実施は、次回の改選後とすると。今、私、言いましたね。12番の労働福祉審議会委員これも含めると、全部で12の機関です。委員数は21人減となります。全体で、32.8%の減となります。議会としてですね。まあ、次の改選時からと、その後の条例だとかね、関係については、また、改選時に議員になられたならば、協議して、進めていただくと、いうのがよろしいんじゃないかと、我々とすれば、ひとつの方向性を出して進めていくということじゃないかなと思います。それから、今後の検討事項と言うことで3枚目の「今後の検討事項案」をご覧ください。今後の検討事項なんですが、「一般の委員の発言を優先する」、当然のことなんですが、「議題以外の発言はしない」ということです。議会として誤解を受けないように申し合わせとして委員を選出する際に申し合わせ事項として次に引き継いでいく、このことが大事なのではないかなと思います。

選出にあたっては、委員の数が減っていますので、「委員を選出する際は、党派間でよく調整する」このことが大事になります。選出委員名簿の12番の「加須市労働福祉審議会委員」については、12年間開催されていないので、返上するということによろしいのかなと思います。

ます。

何かこの件に関しまして質疑、意見があれば挙手を願います。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 審議会というのは、法令・例規上入らなくてはならないものがあるがそれが資料で示されていますけれども。審議会というのは、条例等で定めて市長が委嘱することが多い。ただ、それぞれの審議会というのが、先ほどもありましたが、あまり開催されていない、年1回か2回程度、その中で活発な審議、議論というのは、難しいのではないかという疑問もあります。このことは、執行部が考えることですが、議員も参画する場合、考えないといけないのではないかと思ってます。

審議会へ議員が参画することについて、検討すべき時期に来ていることは理解できる、他市の議会で返上しているところが多いことについて、理解できます。規則等で行っている審議会については、執行部の意向でどうにでもできることですから、この間の議論を踏まえて、結論を出していただく、条例となると議会で決定しなくてはいけないので、大変です。当面できることについてはやっていくということで理解したいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 今、新井委員から審議会は一体どうなんだという話がありましたけれども、私もこの間、いろいろ調査をしました。議員の名誉のために指摘しておきたい問題があります。今回の問題の発端には、先ほど新井委員の発言にありましたけれども執行機関における会議運営上の問題があります。

審議会において資料を説明するのに1時間も続けて、委員の発言時間はわずか15分しかない。これでは何のための審議会なんだ、市民の意見を聞くことになっているのかと私は思います。少なくとも、資料は事前に委員に配布して説明はせいぜい30分以内にして、委員間の発言は最低1時間くらいとらないと何のための審議会なんだ、市民の意見を聞く場になっているのかということになります。

もう一点は一般質問の場合、通告主義のために我々は通告をしております。ところが審議会の場合、議員に対してだけ、質問の事前通告をもとめる審議会があります。おかしいのではないかと思います。担当職員が自分の所管について、議員から質疑があった場合、説明できるように力量を高めておくのが必要なことではないかと思います。もちろん、我々がいろいろなことを知っているわけではないです。ただ、主催者は執行機関ですから、そういう改善が必要ではないかと私は思っております。

この問題の発端でいろいろありましたけれども、私は、議員の名誉のために議会人の一人として、今後、改善を求めていかななくてはならないと思います。

他にありますか。 酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） 冒頭に委員長から委嘱状をもらったばかりという話がありました。私も2つの審議会に入っていますが、委嘱状を一つは一昨日もらったばかり、もう一つは、明日もらうことになっています。そのことは別として、今、多くの審議会で審議員を委嘱されたばかりで、今、変更したとしても混乱が生じるでしょう。今の任期はいずれにしても、後1年7月か8月で終わりますので、次の改選時に、改選された議員で決めてもらうのがいいと思います。どういう結論が出るにせよ、今の議員は、そのことの検討、研究程度にとどめておいて、次の改選時に実行するということがいいと思います。議員がいなくなった場合と議員がいる場合でどうなるのか、そういう問題もあります。ある審議会においては、一般の人はまるっきり発言者がいなかったの、どうなるのかという問題もあると思います。今の任期も折り返しを過ぎているので、冒頭に委員長がおっしゃったように改選された議員に引き継いでいくというのがいいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 今の酒巻委員の発言ですが、審議会に議員がいなくなって審議会が発言がでるのかということをおっしゃっていましたが、私もその懸念はあります。ただ、今回の発端となったような指摘を受けているわけですから、そのことはそのこととして、議会として一定のアクションは起こしていかないといけないと思います。執行機関の裁量ということ言えば、例えば、資料の「各種審議会等議会選出委員名簿」の2番にでている「加須市公有財産の取得及び処分検討委員会」は、何のために設置したのかということです。合併前の加須市において公有地の売却の問題で大変混乱した時代がありました。市を二分する議論が相当長期に渡って続きました。当時の市長が、検討委員会を作って、議会からも委員を出してくださいと懇願されて、議会から委員を出した経緯もあります。先ほど言いましたようにあれは良い、これは良いと区別をしていくといろいろ複雑な問題が出てきますので、法律、条例に基づくものについては現行どおり、執行機関の裁量で行っているものについては、議会として返上する。先ほどの酒巻委員の話にもありましたように、今行くと混乱する、改選時から実施するということになります。また議会としても真摯に対応することとして資料の「今後の検討事項案」に示されていることを守っていくことが重要です。

いずれにしても、議会から審議会へ60人余り委員を出すということを整理していく時期に来ていると私は思っております。もし、よければ、ここで決めてしまいますし、一度会派

に持ち帰って、会派で検討してからということであれば、会派に持ち帰っていただいて、ご協議いただいて、次回決めていく、皆様の意見に沿って決めて行きたいと思います。

はい、新井委員。

○3番（新井好一君） ここで決めてもいいかと思うのですが、一度会派に持ち帰らせてください。基本は審議会の在り方等については、執行部にも要請して、執行部のほうで今の審議会がいいのかどうかそういうことについて一つ一つ検討してみたほうがいいと思うんです。我々もそこに参加する、しないは、会派の方でもう一度検討する。整理としては、法令及び条例に基づいたものについては、今の任期中はやっていくということで理解としてはいいんじゃないですかね。後、施行令とか規則については、議会は皆様の一致が見られるんじゃないでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） 他になにか意見ありますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（小坂徳蔵君） なければ、一度会派に持ち帰っていただいて、資料の「今後の検討事項案」に3点（・一般の委員の発言を優先すること・議題以外の発言はしないこと・選出に当たっては、会派間で調整すること）ありますけれども、これは議会の申し合わせ事項として、次に改選される議員に引き継いでいきたいと思っておりますので、それも併せてご検討ください。

「加須市労働福祉審議会委員」については、平成17年度以降開催されておられませんので、これは、返上申し上げるということでございます。

それでは、このように取り計らってよろしいですか。

（「はい」という人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） 会派に持ち帰って検討していただいて次に決めていきたいと思えます。次の議題に移ります。次の議題は交渉団体の問題です。これについては、前回、民進党加須市議団からの要望書に基づきまして協議をして引き続いて協議をお願いしてきた経緯があります。民進党加須市議団としては、委員会等で自分たちが意見を述べられるように議会運営を改善していただきたいというのが主旨だという説明が、前回、野中委員からありま

した。私は、この要望は、議員としては当たり前の要望だと考えております。交渉団体については、別に法律や条例で定めているものではありません。全くの申し合わせの範疇だと、そういう概念です。今、市議会改革に取り組んでいる真っ最中で、とりわけ私たちが重視をしているのが、多様な市民の意見を集約する、それを市政に反映させることだということです。議会では2人だといっても、背後には、議会制民主主義ですから、数千人の市民がおられるわけでありまして、申し合わせは、変更すれば改善できていくので。この間、我々は、相当数について改革を進めてまいりました。これも、そういう意見が出ている以上は、当然の措置かなと思うわけでありまして。意見があれば挙手願います。はい、新井委員。

○3番（新井好一君） 交渉団体ということになりますと、12分の1という形が一応ありますので。我々としては、代表者会議、議会運営委員会等につきまして、民進党加須市議団は、発言権がないとはいえ傍聴できますし、最低限の配慮をしていると思っております。要望書の趣旨は、今後の検討課題になりますけれども、現状においては、12分の1という規定を守っていただいて、今のままで良いと私は思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。小勝委員。

○5番（小勝裕真君） 今、委員長からもお話がありましたように、多くの市民の意見を議会に反映させる。これは大事なことですし、前回、議員定数が減った時に3人に1人、これは、そのままになっていますけれども、旧の加須地域においては、公党については、1人でも代表者会議に出られる。代表者会議、あるいは、議会運営委員会にオブザーバーという立場と、メンバーとして発言ができること、これは本当に大事なことです。以前のそういう経緯も踏まえて要望のあった方向で協議を進めていただきたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） 前回は申し上げましたけれども、オブザーバーという形で参加させていただいているのは、本当にありがたいと思っております。ただ、発言ができるのと情報を得られるというのは、大きな差があるので、できたら発言という形で。私達も市民から選ばれているということもありますので、私達も意見を述べる場を少しでも増やしていただけたらという形でのお願いです。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 私たちは、今日、条例の素案を決めましたけれども、素案の2ページの最上段に「市域の課題の的確な把握とそこに暮らす市民の多様な意見の反映に努め、議員間の自由な議論を展開しながら、」ということで、私たちは、このような形で、多様な意見

を踏まえて、自由討議で決定していくということで、議会改革を進めているわけですね。3ページにもあります。第5条（議会運営の原則）のところでも、第2項に「議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めるものとする。」第4項に「市民の多様な意見を的確に把握する」とありますので、民進党加須市議団の要望は当然でありますし、議会改革をおこなっているわけですから、この立場で委員会を進めていく。続けて言いますけれども4ページの第6条第2項にも「議員は、市政全般の課題について市民の多様な意見を的確に把握する」とありますので、民進党加須市議団の要望はその通りだと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に。大内委員。

○8番（大内清心君） おっしゃっていることはよくわかるんですけども、バックには多くの市民がいるという話ですけども、それは公党に限らず、無所属であっても多くの市民の方の意見を聞いてもらいたいと思いますので、今すぐどうなのかなと思います。何のために「3人に1人」というのを決めたのかなと、自分の中でまだ納得できていないし、先ほど小勝委員から、「旧加須のように一人でも公党で認めていた」というお話がありましたが、今後は、そのような考え方になっていくということでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） この件に関しまして申し上げますと、今までいろいろな意見を出していただいているのですが、公党の場合1人でもというお話もありましたけれども、例えば、公党の場合、2人については1人ということで皆様が一致できれば変更することは十分可能です。これは、地方自治法や条例で決めているものではありません、交渉団体は。ただ、議会の規定の中で決めているだけであって、何の法的根拠もありません。先ほど、新井委員から意見がありましたけれども、あの要件は、動議や議案を出すための要件を定めるものであって、交渉団体の根拠とは一切関係ないものです。ですから、意見をいろいろ出していただいて、合意形成の中で、野中委員が前回からいろいろ考えた上でおっしゃっていますので。私も確かにオブザーバーと意見が言えるのとは違うと。別に民進党加須市議団が皆様の意見は賛成だけれどもそこを曲げて反対してくださいとか言ってるわけじゃないんです、なにか役職をくださいと言っているわけでもないのです、ただ、会議に出席して発言させて欲しい、その場を与えて欲しいと言っているだけなんです。その辺をご理解ください。

それから先ほど決めた基本条例素案があります。10ページの第31条をご覧ください。第2項に「議会の運営及び議員の活動は、この条例の趣旨を十分に尊重しておこなわなければならない。」とあります。「おこなわなければならない」というのは、努力規定ではありません、義務規定になっております。これは、皆様にお決めいただいたことでもあります。私た

ちが今取り組んでいるのは、議会改革です。議会改革というのは、市民目線で不条理なことは、改善していくと。これは、議長さんが常々言っていますけれども、これに尽きるのではないかと思います。今、私の意見を申し上げましたので、この件については、さらに協議を進めていきたいと思っておりますので、引き続き、会派でご検討いただいて、次回の議題にしたいと思っておりますので、各会派に持ち帰ってご検討ください。

はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 今の委員長の説明で良くわかったんですけども、今後、会派に持ち帰ってということが出ました。最終決定は、この特別委員会で決定していくという考え方でよろしいんですか。それとも議会運営委員会ですか。

○委員長（小坂徳蔵君） いつも申し上げているんですけども、議会には手続きがありまして、今は、議会改革特別委員会で議論をしております。この特別委員会で決定したことは、代表者会議に諮っております。代表者会議に諮ったことは、議会運営委員会にも諮っております。その上で、全員協議会で報告し、周知して決定していくという加須市議会のシステムになっております。大内委員。

○8番（大内清心君） 議会改革をやっていくということで、条例素案が出来てきて、この民進党加須市議団の申し入れは、条例制定後でもいいんじゃないかという自分の意見があるんですけども、そういう考え方も会派に持ち帰って決めていくということでよろしいんでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） そうです。今、大内委員が言われたとおりです。そういったことも会派に持ち帰ってください。そして、最大公約数でまとめていきたいと思っております。

はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） 今のは団体交渉の話ですけども、私は一人ですけども、可能性があるやなしやということを皆様で考えていただけるだけで結構です。一人でどうこうしようという気はありませんけれども、諸々言われた内容を聞いていると一人でもそういったことが可能であるとかないとかいろいろあると思うんですけども。だからといって、入れてくれという話ではないですよ。ついでにそういったことにも考えが及ぶのであれば、次回までに。だめならだめでしょうがない、よければそれでいい。二人はよくて一人はだめという話もあるのかなど。要望も何も出してないですよ、でも、一人でも大丈夫ということなら要望書を出しますよ、そういうことなんです。

○委員長（小坂徳蔵君） わかりました。他に。はい、新井委員。

○3番（新井好一君） この話は、重要なので、引き続き検討していただきたいということでお願いしたいです。

以前、加須は、公党なら一人でも認めるということで、代表者会議、議会運営員会で代表者会議の方が出席者が多くなってしまって、議会運営員会とどっちが主なんだろうという話が出たこともあったと聞いているんですね。そういったことがあって、今の「3人に1人」という基準を決めたことがあるので、過去のこういった経緯も踏まえて原点から議論していかないといけないと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 議長がおられますので、議長の名誉のために一言申し上げておきたいと思います。今、代表者会議は、福島議長が主催して行っているのですが、全く公平、公正に行われているということは、議長の名誉のために、議会特別委員会の委員長として明確に、はっきりと申し上げておきたいと思います。

今の交渉団体の問題なんですけれども、酒巻委員からも意見が出ました。いろいろな意見を出して、協議をしていくわけですから、さすがに議会改革特別委員会だと認識を新たにしました。これにつきましては、引き続いて会派間でご協議いただいて、次回の議会改革特別委員会でも議題にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○4番（柿沼秀雄君） 今、交渉団体の話がありました。感じることは、議会改革特別委員会できて、何のために議会改革をやるのかということが一番大事なことかと思えます。議会改革特別委員会が出来たことによって野中委員の方からこのような話がありました。もしなかったらこのような話は出なかったのではないかと思います。その辺も踏まえて今後も議会改革を議論していかなければならないかなと思っていますのでよろしくお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。次第に沿っていくとその他になりますが、事務局でその他何かありますか。

○事務局長（江原千裕君） ございません。

○委員長（小坂徳蔵君） 福島議長。

○議長（福島正夫君） 大変、熱心で慎重な審議をしていただいて、お疲れのところ、申し訳ありませんが、私のほうから一点だけ。私の考えていることと皆様の考えていることで違いがあるような気がしたので。この議会改革特別委員会で議会改革を議論する中で、費用弁償の見直しとか審議会への議員参画の見直しとか出てきたのですが、先ほどの議場の音響設備については、2千万かかっても3千万かかってもやらなくてはいけない案件です。ただ、その他諸々の問題については、私は、議会改革の議論を進める中で出てきた問題で、これを特

別委員会の案件として、急に意見が出たからといって、明日からとか来月から始めるとかではなくて、基本条例のしっかりしたものができてから、先ほども出ていましたが、次に改選された議員に引き継いでいく、そういう形で、私は、構わないと思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） 福島議長、貴重なご意見ありがとうございました。新井委員。

○3番（新井好一君） その他のところで、例えば、議員人事の問題ですとか、議員定数の問題ですとか、具体的にやらないといけない課題もあると思うんです。それらの課題についていつやるのかということも含めて、議論の方向性をはっきりさせないといけないと思うんです。次回は議論できるようにお願いします。

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、発言は終わりました。休憩もとらずに真剣な集中したご協議ありがとうございました。本日の協議内容は議会改革特別通信第13号を発行し、市議会ホームページに掲載し、議員各位に配布します。協議内容は所属する会派内の議員に速やかに周知されますよう要請をいたします。



◎副委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） 本日の議事は全て終了いたしました。散会にあたり、小勝副委員長からごあいさつをお願いします。

○副委員長（小勝裕真君） 大変お疲れ様でした。第14回ということで回数を重ねまして、条例素案も確定しました。今日の個別案件、費用弁償・審議会・交渉団体については、会派に持ち帰りで、次回も協議をしたいと思っておりますけれども、自由討議の中で本当に意見を出していただき、ありがとうございました。市民公開研修講座の市民アンケートの中で、自由意見に議員定数の削減を希望するという意見もありましたし、冒頭、議長からもその発言がありましたけれども、議長の発言は私が会派で議長に話したことなんです。新井委員も一緒に市役所のエレベーターの中で、ある自治会の区長をやられていた方と一緒にしまして、「今日はどういう用件。」ということ聞かれたので、「議会改革特別委員会」と回答すると、「しっかり改革してもらいたい。」と言われたので、「何を期待しますか。」と尋ねたら「議員定数の削減」ということで、「鴻巣市と同じ数にして欲しい」ということなんです。鴻巣市は加須市より少し人口が多いんです。その時、言われた方が「鴻巣市は22人だから、22人まで減らして欲しい。そうすると6人減る、それが無理なら4名減らして24名にして欲しい。」

い。」ということなんです。その時は、分からなかったのですが、実際には、鴻巣市の定数は26人なんです。その方も誤解していると。従って、正しい情報を伝えたり、正しい意見を聞いたりということも必要ですし、なんといっても、議会力・議員力を上げるということが一番大事なことで、そのための議会改革特別委員会でございます。次回もお世話になりますけれども、本日は、ありがとうございました。



◎散会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） 散会にいたします。大変ご苦勞様でした。

散会 午後 3時00分